

平成28年(2016年)4月～平成29年(2017年)3月

		仕入			
		東京貴宝㈱	㈱ジョイ	㈱イースト	㈱プラス
売上	東京貴宝㈱		0	147,212	106,334
	㈱ジョイ	0		0	508
	㈱イースト	0	99,641		1,735
	㈱プラス	2,216	42,486	0	

平成29年(2017年)4月～平成30年(2018年)3月

		仕入			
		東京貴宝㈱	㈱ジョイ	㈱イースト	㈱プラス
売上	東京貴宝㈱		0	35,324	151,057
	㈱ジョイ	0		0	49
	㈱イースト	0	31,964		983
	㈱プラス	-1,229	135,434	0	

5 ジョイを通じた中川家の利得

上記で述べたようなイースト、プラス、ジョイへの利益の付け替えが、東京貴宝に対してどの程度の影響度があるか、サンプル調査を実施した。

なお、中川氏へのヒアリング結果をもとに、当初、イースト又はプラスとジョイにそれぞれ5%又は10%、つまり中川家に対して合計で10%又は20%の売上高・粗利の付け替えが行われている、との仮説を立てた。

まず、本件で“楯/シールド”として用いられている会社別に、イースト経由案件とプラス経由案件で各々任意に伝票1件ずつ抽出し、サンプル調査を実施した。

サンプル調査の結果は下記のとおりである。

図表 イースト案件の伝票（平成28年（2016年）9月5日、伝票番号533015）サンプル調査結果

（単位：円）

伝票日付	貴宝の仕入先	T17
H28.9.1	貴宝の仕入額①	97,400
	この間の粗利 (①に対する粗利率)	44,600 (45.7%)
H28.9.5	貴宝の売上（イーストの仕入）	142,000

	この間の粗利② (①に対する粗利率)	8,000 (8.2%)
	イーストの売上 (ジョイの仕入)	150,000
	この間の粗利③ <②+③> (①に対する粗利率 <②+③>)	8,800 <16,800> (9.0% <17.2%>)
	ジョイの売上 (T3 の仕入)	158,800

(単位：円)

伝票日付	貴宝の仕入先	T17
H28.9.1	貴宝の仕入額①	179,500
	この間の粗利 (①に対する粗利率)	83,500 (46.5%)
H28.9.5	貴宝の売上 (イーストの仕入)	263,000
	この間の粗利② (①に対する粗利率)	14,000 (7.7%)
	イーストの売上 (ジョイの仕入)	277,000
	この間の粗利③ <②+③> (①に対する粗利率 <②+③>)	15,600 <29,600> (8.6% <16.4%>)
	ジョイの売上 (T3 の仕入)	292,600

(単位：円)

伝票日付	貴宝の仕入先	T18
H28.9.2	貴宝の仕入額①	319,444
	この間の粗利 (①に対する粗利率)	96,556 (30.2%)
H28.9.5	貴宝の売上 (イーストの仕入)	416,000

	この間の粗利② (①に対する粗利率)	43,000 (13.4%)
	イーストの売上 (ジョイの仕入)	459,000
	この間の粗利③ <②+③> (①に対する粗利率 <②+③>)	25,000 <68,000> (7.8% <21.2%>)
	ジョイの売上 (T3 の仕入)	484,000

図表 プラス案件の伝票 (平成 30 年 (2018 年) 4 月 26 日、伝票番号 538866) サンプル調査結果

(単位：円)

伝票日付	貴宝の仕入先	T19
H30.4.25	貴宝の仕入額①	32,000
	この間の粗利 (①に対する粗利率)	27,200 (85%)
H30.4.26	貴宝の売上 (プラスの仕入)	59,200
	この間の粗利② (①に対する粗利率)	7,400 (23.125%)
	プラスの売上 (ジョイの仕入)	66,600
	この間の粗利③ <②+③> (①に対する粗利率 <②+③>)	7,400 <14,800> (23.125% <46.25%>)
	ジョイの売上 (T3 の仕入)	74,000

上記図表のように、基本的には通常取引のように偽装されており、取引金額が少額であることが多く、無作為抽出法によるサンプルも下記図表のように僅少なものとなった。

そこで、改めてジョイを対象に、任意の会計期間として平成 29 年 (2017 年) 8 月期を選択し、当該期間の売上传票 (T3 専用) と仕入伝票を対象に、当該期間中で最も高額な取引高が記載された伝票 1 件を無作為に抽出し、サンプル調査を実施した。その上で、東京貴宝の商品売上データを入手して、東京貴宝の仕入高・売上高を特定した。

図表 ジョイを対象に、任意の会計期間として平成 29 年（2017 年）8 月期を選択、当該期間の売上傳票と仕入伝票を対象に当該期間中で最も高額な取引高が記載された伝票を 1 件、無作為に抽出した際の伝票（平成 28 年（2016 年）11 月 16 日）サンプル調査結果

（単位：円）

伝票日付	貴宝の仕入先	
H27.6.20～ H28.11.10 (*)	貴宝の仕入額①	2,174,523
	この間の粗利 (①に対する粗利率)	1,510,477 (69.462%)
H28.11.16	貴宝の売上（イーストの仕入）	3,685,000
	この間の粗利② (①に対する粗利率)	206,000 (9.473%)
	イーストの売上（ジョイの仕入）	3,891,000
	この間の粗利③ 〈②+③〉 (①に対する粗利率 〈②+③〉)	209,400 〈415,400〉 (9.629% 〈19.103%〉)
	ジョイの売上（T3 の仕入）	4,100,400

(*) 東京貴宝の商品売上データを元に集計

サンプル調査の結果、当初の仮説どおり、本来東京貴宝に帰属すべき粗利が、中川氏の支配するイースト又はプラスとジョイで計上されていることが判明した。その影響度は、上記表中〈②+③〉で示したとおり、最小 16.4%、最大 46.25%であり、当初の仮説と比較すると、実際には、想定を超えるイースト又はプラス及びジョイへの粗利の付け替えがあることが判明した。しかも、同日付けで東京貴宝、イースト又はプラス、ジョイで計上されるという特殊性も見られる。

こうした事実から、東京貴宝から中川氏の支配する会社であるイーストやプラス、ジョイに、粗利が付け替えられていることが裏付けられた。

なお、調査対象期間中のイースト、プラス、ジョイの損益計算書から抽出した売上総利益（粗利）の推移は下記のとおりである。

図表 イーストの売上総利益（粗利）の推移

（単位：千円）

	H25.8	H26.8	H27.8	H28.8	H29.8	H30.8
売上総利益	21,386	22,687	5,087	2,993	6,606	(*) 70,778

(*) H30.8の売上総利益（粗利）が急増しているが、これは本件で問題となっているT7倒産後その事業の一部がイーストに加わったためと考えられる。

図表 プラスの売上総利益（粗利）の推移

（単位：千円）

	H25.9	H26.9	H27.9	H28.9	H29.9	H30.9
売上総利益	11,077	10,869	11,681	4,943	8,759	14,921

図表 ジョイの売上総利益（粗利）の推移

（単位：千円）

	H25.8	H26.8	H27.8	H28.8	H29.8	H30.8
売上総利益	29,895	37,156	33,337	35,698	35,511	43,744

第2 当委員会が認定した不適切行為（イースト、プラス、ジョイを利用した利益の付け替え等以外）

既に紹介したイースト、プラス、ジョイを利用した利益の付け替え等以外の当委員会が認定した不適切行為の詳細は以下のとおりである。

1 売買取引を仮装した、金融支援スキーム

(1) 概略

中川氏が実質的に支配している新大光宝石改めジョイの決算書を見ると、メーカーや小売業者に多額の貸付をしていることが分かる。例えば、T7の代表取締役であるa8に平成24年（2012年）9月時点で2億1000万円の貸付金残高があるが、当該貸付金は平成27年（2015年）2月まで全額回収されたことになっている。これを善意に解釈すれば、a8から正規にジョイへ全額返済されたとみることにもできる。

一方、a8によれば、T7は遅くとも平成26年（2014年）以前から経営状況が悪く、事実、平成30年（2018年）6月に事業停止し、その後破産申し立てをしている。このような状況下で、新大光宝石改めジョイに対する多額の資金返済を、a8がどのような手段をもって可能となるのか、当委員会は大きな疑問を持った。

そこで、T7の決算書を見ると、ジョイがa8に貸し付けた時期と同じくして、T7の売上高や仕入高が一気に増えていることが分かった。

こうした事実をもとに、東京貴宝がT7に対し何らかの金融支援を行っているだろう、との仮説を立てた。

この仮説を検証する具体的な手法として、調査対象期間に限定することなく可能な限り歴史を遡り、東京貴宝にあるデータの分析、調査の過程で入手した各社の決算書の分析、元帳・伝票その他の証憑の多面的な分析、関係者に対するヒアリングなどを実施した。

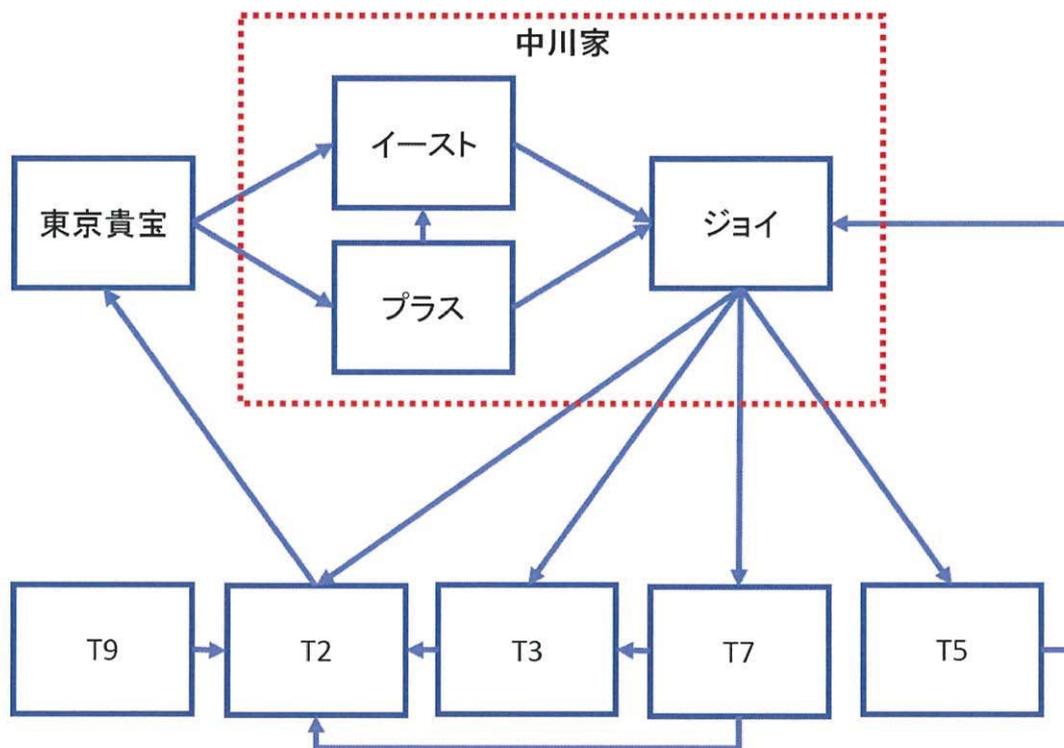
その結果、当該金融支援スキームは当委員会の予想をはるかに上回る規模で行われていたことが判明した。当初、ジョイを通じたT7の金融支援だけであると仮説を立てたが、実は図表のような形で、東京貴宝が業績不振のメーカーや小売業者を支援するという大がかりな金融支援スキームが存在することが分かった。

ただし、この金融支援スキームは、東京貴宝の取締役会で正式に決議された形跡は全くなく、東京貴宝の正規の承認を受けたという形跡も全くない。

したがって、当該金融支援スキームは、中川氏が独断で行った、業績不振会社への資金提供であったと考えられる。

以下、詳細に述べる。

図表 東京貴宝を通じた各社の金融支援スキーム図



(2) ジョイを絡めた東京貴宝による金融支援スキーム

ジョイは東京貴宝からイースト及びプラスを経由した商品を T3 等の業者や個人の顧客に販売することで利益を得ていた一方、東京貴宝の取引先又は取引先の代表者に対して、多額の資金を貸し付けることで利息収入を得ていた。

この多額の資金の貸付について、特に注目すべきは、ジョイの行った貸付が、一部の例外を除き、ほとんど全てが回収されていることである。こうした異例ともいえる事態は、下記の仕組みによって説明することができる。

以下では、ジョイを絡めた東京貴宝の小売業者及びメーカーに対する金融支援スキームの具体的手法を説明する。

ア 取引先である小売業者の資金繰りが窮している場合

- ① 東京貴宝の取引先である小売業者（例えば T3）の資金繰りが窮している場合、東京貴宝がその支援のために貸し付けを行うことが考えられるが、本件では中川氏が実質的に支配しているジョイが、小売業者（又はその代表者）に資金を貸し付けている。これを仕訳で示すと、以下のとおりになる。

こうした貸付取引により、小売業者は中川氏及びジョイに対して恩義を感じ、中川氏及びジョイの支配下に置かれることになる。

	ジョイ	小売業者
資金の貸借	貸付金×× / 現預金××	現預金×× / 借入金 ××

- ② ジョイから資金を借り入れた小売業者の業況は、その後も芳しくない場合が多い。そこで、東京貴宝は小売業者の保有する商品をまとめて買い上げ、その代金を小売業者に支払うことで更なる金融支援を行う。この場合、東京貴宝が買い取った商品は、小売業者がそのまま保有し、小売業者はその販売を継続することになるため、東京貴宝からすると、小売業者に対する預け在庫の委託販売という形式になる。

こうした金融支援は、実質的には小売業者が保有する在庫を担保とした、東京貴宝から小売業者への資金貸付であるが、東京貴宝及び小売業者は、これを商品の売買の形で処理していた。なお、東京貴宝が小売業者から商品を購入するというのは通常あり得ない取引であるため、かかる行為を隠蔽するために、実際には、小売業者と東京貴宝との間に中川氏の意向どおりに動かすことができる別会社（T2 等）を介在させて商品を買う形にしていた。これを仕訳で示すと、以下のとおりとなる。

【会社が行った処理】～商品の売買としての仕訳

	東京貴宝	小売業者
商品の売買	仕入（在庫）×× / 買掛金××	売掛金 ×× / 売上 ×× 売上原価×× / 在庫 ××
売買代金の決済	買掛金 ×× / 現預金××	現預金×× / 売掛金 ××

【本来のあるべき処理】～資金の貸付・借入としての仕訳。なお、売上と売上原価の差額は、貸付金の利息と解釈できる。

	東京貴宝	小売業者
資金の貸付	貸付金×× / 現預金××	現預金×× / 借入金××
利息の決済	現預金×× / 貸付金×× 現預金×× / 受取利息××	借入金×× / 現預金×× 支払利息×× / 現預金××

（注）上記の結果、東京貴宝において、本来は投資活動キャッシュ・フローとして識別すべき資金の支出が、営業活動キャッシュ・フローに含まれていたことになる。

- ③ 商品の売買か、資金の貸付・借入か、いずれにしても小売業者は東京貴宝から資金を得ることとなり、この資金がジョイからの借入金の返済原資となっている。つまり、小売業者は、東京貴宝からの資金によって、ジョイからの借入

金を返済していたことになる。これを仕訳で示すと、以下のとおりとなる。

	ジョイ	小売業者
貸付・借入の決済	現預金 ×× / 貸付金 ××	借入金 ×× / 現預金 ××

上記①～③をまとめると、中川氏が実質的に支配するジョイを通じた取引により、東京貴宝は、実際には、小売業者に対して在庫を担保とした資金の貸付を行っていたにもかかわらず、通常の商取引として、小売業者から、別の協力業者を介して商品を仕入れて「在庫」を取得する形にしていた。

他方、小売業者は、自らの所有する在庫を担保として東京貴宝から資金を借り入れていたにもかかわらず、上記②のように商品の売買取引の形にすることで、業績を過大に見せかけることが可能になっていた。これにより小売業者は、金融機関から新たな借入れを行うことも可能になったものと推測される。

イ 取引先であるメーカーの資金繰りが窮している場合

メーカー（例えば T7）の場合、その保有する在庫を担保として東京貴宝がメーカーに資金を貸し付けていた訳ではないため、アの小売業者の場合のような金融支援の問題は生じない。しかし、アと同様に、ジョイがメーカーに資金を貸し付けており、しかもその貸付けた資金が回収されている点については注目に値する。そこで、その仕組みについて、以下で説明する。

なお、メーカーとの取引については、下記②の地金取引が加わる点や、その地金を利用した製品の一部を東京貴宝が買い取るという特徴が加わる。

- ① 東京貴宝の取引先であるメーカーの資金繰りが窮している場合、東京貴宝がその支援のために貸し付けを行うことが考えられるが、本件では中川氏が実質的に支配しているジョイがメーカーに資金を貸し付けている。これを仕訳で示すと、以下のとおりになる。

これによりメーカーは、中川氏及びジョイに対して恩義を感じ、中川氏及びジョイの支配下に置かれることになる。

	ジョイ	メーカー
資金の貸借	貸付金×× / 現預金 ××	現預金×× / 借入金 ××

- ② ジョイから資金を借入れたメーカーの業況は、その後も芳しくない場合が多い。そこで、東京貴宝はメーカーに地金を供給する。本来、メーカーは自らの資金で地金を仕入れて宝飾品を製造しなければならない。一方、メーカーが資金繰りに窮している場合、上記①のジョイからの貸付に加えて、東京貴宝が地金を仕入れ、これをメーカーに販売することが行われている。そもそも、

地金は現金取引が基本である。しかし、東京貴宝がメーカーに対し掛けて地金を供給することにより、資金化までのサイト差により金融支援を行っていることとなる。これを仕訳で示すと、以下のとおりになる。

この地金供給により、メーカーは宝飾品の製造・販売という事業の継続が可能となり、メーカーと東京貴宝はより密接な関係を構築することになる。

	東京貴宝	メーカー
地金の売買	売掛金 ×× / 売上高 ××	仕入高 ×× / 買掛金 ××
及びその代金の決済	現預金 ×× / 売掛金 ××	買掛金 ×× / 現預金 ××

- ③ 東京貴宝は上記②の地金でメーカーが製造した製品を仕入れ、その代金をメーカーに支払うことになる。メーカーは供給された地金で製品を製造し、東京貴宝のみならず、他の卸売業者や小売業者に商品を販売する。これを仕訳で示すと、以下のとおりになる。

	東京貴宝	メーカー
製品の売買	仕入(在庫)×× / 買掛金××	売掛金 ×× / 売上高 ××
及びその代金の決済	買掛金 ×× / 現預金 ××	現預金 ×× / 売掛金 ××

- ④ 上記③の製品の売買代金が、東京貴宝をはじめとしたメーカーの販売先から、メーカーに対して支払われることで、メーカーは、ジョイからの借入金の返済原資を確保できる。メーカーは、東京貴宝からの地金供給によって、製品を製造し、これを販売することを通じて、ジョイからの借入金を返済していたことになる。これを仕訳で示すと、以下のとおりになる。

このことから、東京貴宝のメーカーへの地金供給は、ジョイにとってはメーカーからの貸付金の回収策と位置付けることもできるのである。

	ジョイ	メーカー
貸付・借入の決済	現預金 ×× / 貸付金 ××	借入金 ×× / 現預金 ××

以下は、東京貴宝からメーカーへの地金供給の事例である。

下記の表は、東京貴宝の T7 に対する材料売上（24 金やプラチナ等の売上）と、同時期の東京貴宝の T7 からの仕入額を示した推移表である。

（単位：千円）

	H26.3	H27.3	H28.3	H29.8	H30.3	計
対 T7 材料売上	259,889	181,046	136,416	113,455	106,800	797,606
T7 から の仕入	258,606	234,798	195,730	114,955	104,301	908,390

上記表のうち、特に平成 27 年（2015 年）3 月期や平成 28 年（2016 年）3 月期において、東京貴宝は T7 に対する材料売上以上に、多額の仕入を行っていることが分かる。

なお、T7 は平成 30 年（2018 年）6 月に事業停止となるが、平成 30 年（2018 年）4 月から事業停止までの間の東京貴宝の T7 に対する材料売上は 481 万 2000 円であり、逆に東京貴宝の T7 からの仕入は 5334 万 3000 円である。これらを上記の計に加えると、東京貴宝の T7 に対する材料売上は 8 億 0241 万 8000 円、逆に東京貴宝の T7 からの仕入は 9 億 6173 万 3000 円となり、その差額 1 億 5931 万 5000 円が、過去 5 年間で、東京貴宝から T7 に対して支払われていた。

こうした東京貴宝から T7 への地金販売は、その規模は縮小していくものの、T7 の事業停止の直前まで、継続的に行われている。T7 は本来、自己資金で地金を仕入れるべきところ、東京貴宝がこれを支援する形になっている。この支援により、単に T7 は事業継続が可能となるのみでなく、製品の製造販売により、東京貴宝をはじめとした顧客から販売代金を得ることが可能となり、その得た資金を借入金の返済原資とすることが可能となる。実際に T7 は、事業停止前の平成 30 年（2018 年）4 月まで、ジョイに対する借入金の返済を継続していた。

以上から、この地金販売は、単なる東京貴宝による T7 への事業継続のための支援ではなく、ジョイが T7 に貸付けている資金を回収するための金融支援という目的も含まれていると推察される。この場合、本来ジョイが負うべき信用リスクを、東京貴宝が地金供給という形でリスク負担していると捉えることができる。

他方ジョイは、T7 をはじめとしたメーカーへの資金貸付により、メーカーやその代表者を支配下に置きつつも、上記のスキームによって資金をより確実に回収することが可能であったのである。

ウ 小括

上記のように、会計処理上の問題としては、アの小売業者の場合の在庫を担保と

した金融支援について、本来は資金の貸付・借入として処理すべきところ、売買処理とされることで、経済実態が適切に示されていない、という点が問題となる。また一方で、ジョイが東京貴宝の取引先やその代表に多額の貸付を行ったとしても、その貸付金をより確実に回収する仕組みが構築されていたことが分かる。

つまり、小売業者の場合には、東京貴宝からの在庫を担保とした資金供与、メーカーの場合には、東京貴宝からの地金供給によるメーカーの製造・販売の支援により、それぞれ取引先に資金を得させ、その資金がジョイの返済資金に回っていたことが推察される。

ジョイが東京貴宝の取引先である小売業者やメーカーに対して、多額の貸付を行っていた事実は、単にジョイがその貸付金の利息収入を得る目的だけでなく、東京貴宝の取引先や取引先の代表者らに対して、中川氏個人が支配力を行使し、自らの地位を確固たるものとする意図があったと考えられる。

その結果、イーストやプラスといった“楯/シールド”の裏に隠されたジョイは、既述のとおり売上高を拡大し、本来東京貴宝にもたらされるべき利益を得続けることが可能になっていた。

(3) 東京貴宝の T3 に対する債権評価

本調査の結果、東京貴宝が、協力業者を介して売買の形で行った T3 との取引は、第 2.1(2)ア②記載の【本来のあるべき処理】にあるように、資金の貸付・借入として修正される。

また、そもそも東京貴宝は T3 に対して、通常取引による売上債権を有している。

今般、東京貴宝と T3 を取り巻く経営環境に大きな変化が生じていることから、T3 に対する債権区分の変更の可否を考慮し、貸倒引当金の計上について個別引当の可能性を検討する。

この点に関し、金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号）第 27 項に、債権の区分に関する規定がある。

T3 は、その計算書類上、債務超過ではなく、T3 向け東京貴宝の債権が貸倒発生した事実もなく、回収遅延もない。

こうしたことを踏まえ、上記会計基準に照らし合わせると、T3 の財政状態及び経営成績等に、現時点では表面的に問題がないといえるため、当委員会は T3 向け債権について一般債権とすれば足り、貸倒懸念債権や破産更生債権等として区分する必要はなく、本調査において修正仕訳も必要ないと判断した。

ただし、当初事案発覚後、中川氏が主導して東京貴宝に無断で行われた T3 に対する金融支援スキームが停止されたことにより、T3 側で金策が整わなくなれば今後同社の資金繰りが窮することも十分に予想できる。よって、今後慎重に T3 の経営状態を注視していく必要がある。また、必要に応じて個別引当すべきことに十分留意することを申し添える。

2 異常な消化仕入の戻り処理

(1) 概要

商品を仕入れ、商品を販売する、これが一般的な商流である。



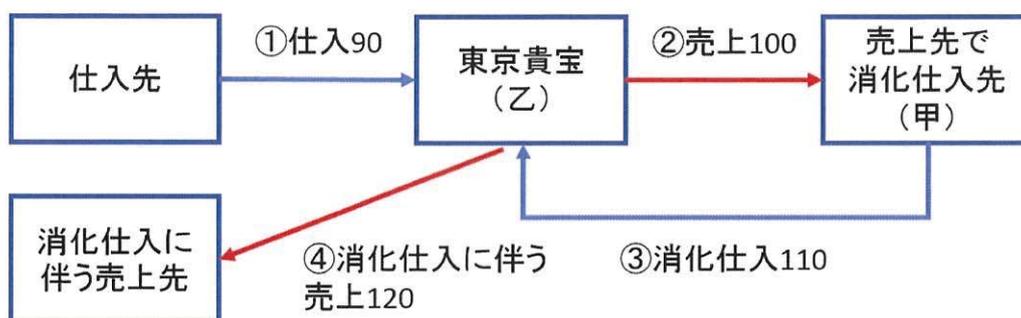
もう一つの商流として、東京貴宝には「消化仕入」がある。

「消化仕入」とは、甲商店の在庫を借りて、乙商店が顧客を見つけて販売したとき、当該販売時に、乙商店が甲商店から仕入処理をする取引である。

この消化仕入取引において、甲商店の在庫が、そもそも乙商店が販売したものであれば、消化仕入取引の結果、乙商店は、当該在庫で、2 度の売上を計上することになる。

東京貴宝では、上記の乙商店のように消化仕入取引の結果、同一の在庫で 2 度の売

上が計上されている場合があった。



したがって、上記のとおり①③、②④、それぞれ二重に仕入、売上が計上されてしまうことになるため、修正が必要となる。

上記図では、2度目の売上となる④の売上は計上すべきではないため、③の仕入と④の売上を相殺処理し、③④の差額である手数料収入（④売上 120 - ③仕入 110 = 10）のみを計上すべきである。

すなわち、②売上 100 - ①仕入（売上原価）90 + 手数料収入 10、このように計上する必要がある。

(2) 具体例

例えば、ジョイの保有する在庫は、「社長在庫」を意味する「915」の商品番号が付されている。それを含めてイーストやプラスの保有する在庫は、そのほとんどが東京貴宝から販売されたものであることが三社間の商流から明らかになっている。

そのジョイの 915 在庫のうち、東京貴宝において販売先が見つかった場合、これをジョイが東京貴宝に直接、販売すると、東京貴宝とジョイとの直接の取引が成立してしまう。そこで、中川氏は、東京貴宝とジョイとの取引が露見することを回避するため、東京貴宝が T2 を介して、商品を仕入れて、外部に販売するという形を採っていた。下記は、その具体例（商品番号「91573032：K18PG ダイヤ R」）である。

日付	関係資料	金額
H25.10.21	ジョイのロット在庫明細（平成 26 年 8 月期）（*）	375 万円
H26.3.9	ジョイの在庫出納帳（T2 へ販売）	535 万円
H26.3.9	ジョイの T2 への納品書（請求書と複写式）	535 万円
H26.3.9	T2 の東京貴宝への請求明細（東京貴宝で起票）	540 万円
H26.3	東京貴宝の外部売上高・売上原価・粗利データ （東京貴宝での商品 CD：「048055616」）	620 万 4000 円 粗利 80 万 4000 円

* ここでいう「ロット在庫」とは、中川氏の独特な在庫管理方法のことであり、ロ

ロット在庫に入庫された場合、中川氏の管理下において、従前の商品番号とは別の新たな商品番号が付されることとなる。その結果、ロット在庫に入庫された商品と、ロット在庫から出庫された商品とは、個別に関連付けられないようになっていく。

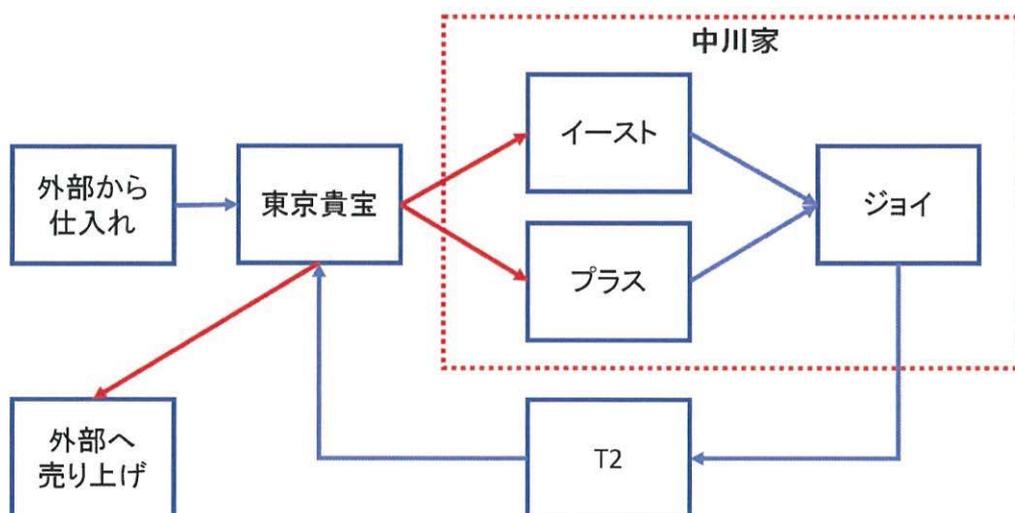
上記のように、ジョイにおいて簿価 375 万円の「91573032 : K18PG ダイヤ R」は、T2 に 535 万円で販売され、その上で東京貴宝に 540 万円で販売され、さらに外部に 620 万 4000 円で販売されていることが分かる（そもそもジョイがどこから仕入れたかが問題となるが、ジョイの帳簿ではロット在庫を経由しているため、その仕入先は明らかにはなっていない。）。

上記取引に関して、経理担当者は「東京貴宝で売上が確定すると、T2 から東京貴宝への請求明細を作成する。中川氏はその請求明細に基づいて、ジョイの T2 に対する売上傳票を起票している」旨を供述している。

実際に請求明細や売上傳票を照らし合わせると、経理担当者や中川氏の作成した証憑が残されており、この供述内容が裏付けられている。

このように、ジョイの在庫（915 在庫）は、東京貴宝がイーストやプラスを経由して売り上げたものである。そのため、東京貴宝が、ジョイの在庫（915 在庫）を、T2 を介して消化仕入取引をすると、同一の在庫について、二重に売上を計上することになる。そこで、この場合、前記のとおり相殺処理をすることが必要になる。

こうした関係を図示すると以下のとおりとなる。



3 当委員会が認定した不適切行為に関する財務諸表の修正について

本調査の結果、東京貴宝の公表済みの財務諸表について、以下の修正が必要と判断した。

第3章第3.3「関連当事者性について」で示したとおり、イースト、プラス、ジョイは関連当事者に該当するものの、東京貴宝は関連当事者との取引について注記をしていない。そのため、関連当事者情報に係る注記が必要となる。

第4章第2.1(2)ア「取引先である小売業者の資金繰りが窮している場合」で示したとおり、中川氏主導のもと東京貴宝で行われた、在庫を担保とした金融支援について、東京貴宝は売買処理としている。そのため、資金の貸付・借入として修正する必要がある。また、この修正に伴い、営業キャッシュ・フローに含まれる資金の貸付に係る資金収支を、投資キャッシュ・フローとして取り扱う必要がある。

なお、第4章第2.1(2)イ「取引先であるメーカーの資金繰りが窮している場合」で示したとおり、コミヤとの取引については、金融支援的な側面はあるものの、材料売り、商品仕入れが、それぞれに実態を伴った通常の商取引であることから財務諸表の修正が必要な取引としては認定していない。

第4章第2.2「異常な消化仕入の戻り処理」で示したとおり、東京貴宝は売上高と仕入高とを二重に計上している取引がある。そのため両者を相殺して表示する必要がある。

なお、これら上記による具体的な修正内容については、東京貴宝の公表する訂正報告書を参照願いたい。

第3 本件不適切行為に関する法的評価

1 イースト、プラス、ジョイを利用した不適切取引と東京貴宝の利益・資金の流出

(1) 利益相反取引

ア 東京貴宝とイーストの取引

前述のとおり、中川氏は、平成25年（2013年）頃にイーストの一人株主となっているところ、イーストの営業上の損益は、そのまま株主である中川氏に直結する関係にあったのであるから、中川氏は、自己の計算において東京貴宝と取引をしたといえる。したがって、中川氏がイーストの一人株主となって以降の両者間の取引は、直接取引（会社法356条1項2号）に該当する。

しかしながら、東京貴宝とイーストとの間の取引に関し、東京貴宝の取締役会における承認はなく、両社間の取引は、会社法365条1項、同法356条1項に違反する。

イ 東京貴宝とプラスの取引

中川氏は、イーストの一人株主であり、イーストはプラスの一人株主である。そのため、プラスの営業上の損益の結果は、プラス・イーストを通じて中川氏個人に帰する関係にあったのであるから、中川氏は、自己の計算において東京貴宝と取引をしたといえる。したがって、遅くともイーストがプラスの一人株主となった平成28年（2016年）3月以降の東京貴宝とプラスとの間の取引は、少なくとも間接取引（会社法356条1項3号）に該当する。

しかしながら、東京貴宝とプラスとの間の取引に関し、東京貴宝の取締役会における承認はなく、両社間の取引は、会社法365条1項、同法356条1項に違反する。

ウ 東京貴宝とジョイの取引

ジョイの現在の株主はn3及びn1のみであり、かつ、中川氏自身はジョイの役員ではない。しかし、前述のとおり、ジョイは中川氏の支配が及んでいる会社であることからすれば、ジョイの営業上の損益は、そのまま中川氏に直結する関係にある。したがって、東京貴宝がジョイと取引をした場合には、中川氏と東京貴宝との利益が相反する関係にあるため、両者間の取引は、少なくとも間接取引（会社法356条1項3号）に該当する。そして、前述のとおり、中川氏は、ジョイを東京貴宝の子会社から外す目的でイースト及びプラスを東京貴宝とジョイの間に介在させている。したがって、東京貴宝とジョイは直接の取引をしているわけではないものの、中川氏は、東京貴宝とジョイとの間の取引に関する法規制を潜脱する意図をもってこのような商流を作出したといえる。

したがって、東京貴宝がイースト及びプラスを介してジョイと行った取引は、少なくとも間接取引（会社法356条1項3号）に該当する。

しかしながら、東京貴宝とイースト及びプラスを介したジョイとの取引に関し、東京貴宝の取締役会における承認はなく、この取引は、会社法 365 条 1 項、同法 356 条 1 項に違反する。

(2) 競業取引

ジョイは、「宝石、貴金属製品及び装身具の販売」を主たる目的とする株式会社であるところ、東京貴宝も「宝石、貴金属、真珠製品の製造及び販売」を主たる目的とする株式会社であり、その目的は共通する。そして、ジョイは、東京貴宝と商圈が共通する上、ジョイの取引先の大半は中川氏の東京貴宝営業部時代の取引先であるため、ジョイが行う取引は、東京貴宝の「事業の部類に属する取引」（会社法 356 条 1 項 1 号）にあたり、競業取引といえる。

そして、現在の中川氏は、ジョイの役員ではない上に株主でもない。しかしながら、前述のとおり、ジョイは中川氏が支配する会社であることに鑑みれば、中川氏は、その代表者を退いた平成 20 年（2008 年）3 月 6 日以降も、ジョイの事実上の主宰者として、その経営を支配してきたといえる。したがって、中川氏は、平成 20 年（2008 年）3 月 6 日以降もジョイの事実上の主宰者として、東京貴宝の営業の部類に属する取引をしてきたといえ、この行為は競業取引（会社法 356 条 1 項 1 号）に該当する。

しかしながら、ジョイにおける中川氏の競業取引に関し、東京貴宝の取締役会における承認はなく、この取引は、会社法 365 条 1 項、同法 356 条 1 項に違反する。

(3) 利益相反取引・競業取引に対する取締役による監視状況

中川氏が行ってきた利益相反取引及び競業取引に関して、取締役会に上程された形跡はない。しかしながら、取締役会を構成する取締役は、会社に対し、取締役会に上程された事柄についてだけ監視するにとどまらず、代表取締役の業務執行一般につき、これを監視し、必要があれば、取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行われるようにする職責を負っている（最判昭和 48 年（1973 年）5 月 22 日（民集 27 卷 5 号 655 頁））。

ア 中川氏の行った取引に関与していた取締役

東京貴宝の取締役である石塚氏は、中川氏の指示に基づき、イースト、プラス及びジョイが関連する取引の伝票の作成をしてきた人物である。石塚氏は、当委員会のヒアリングにおいて、ジョイが中川家の会社であること及びイーストがオーラムビルに移転した際に中川氏がイーストを買ったことの認識を有していた旨を述べており、中川氏が支配するイースト及びジョイと東京貴宝が取引を行っていたことの認識を有していたといえる。したがって、石塚氏は、中川氏が行っていたイースト及びジョイに関する利益相反取引、並びに、ジョイにおける中川氏の競業取引に対する